

○厚生労働省告示第三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年二月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

		別表第三		改正後	
三百十	(略)	八十五	八十四	番号	医療機器の名称
(略)		1 非コイル形 換気用気管チ ューブ	削除	医療機器の名称	
T六五四三		(略)	削除	日本産業規格 又は国際電気 標準会議が定 める規格	基
(略)		(略)	削除	使用目的又は 効果	準
		別表第三		改正前	
三百十	(略)	八十五	八十四	番号	医療機器の名称
1 歯科用精密		1 非コイル形 換気用気管チ ューブ	1 コイル形換 気用気管チ ューブ	医療機器の名称	
T〇九九三一		T七二二一	T七二二四	日本産業規格 又は国際電気 標準会議が定 める規格	基
(略)		気道の確保又は吸入麻酔薬の投与、換気等のため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入すること。	気道の確保又は吸入麻酔薬の投与、換気等のため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入すること。	使用目的又は効果	準

(傍線部分は改正部分)

(略)	

(略)	
	磁性アタッチメント
	T六〇〇一